

福岡県薬剤師国民健康保険組合 組合員資格管理規程

(目的)

第1条 この規程は、福岡県薬剤師国民健康保険組規約第6条第2項の規定に基づき、組合員が従事する事業又は業務の種類を定め、適正な資格管理を行うことを目的とする。

(組合員の判定基準)

第2条 規約第6条第1項第2号に規定する者の判定基準は次のとおりとする。

1. 薬局、医薬品販売業又は医療機関に勤務する薬剤師及び管理者又は登録販売者(非常勤勤務者を含む)
2. 審査支払機関における診療報酬明細書等の審査に携わる者
3. 学校薬剤師
4. 研究機関等において薬事に関する調査・研究を行う者
5. 薬物乱用防止等地域の公衆衛生に携わる者
6. 福岡県薬剤師会・福岡県薬剤師国民健康保険組合の役員、委員及び議員等
7. その他福岡県薬剤師会の事業又は業務に携わる者

(組合員資格の管理)

第3条 組合加入後の組合員資格については、定期的に確認を行うこととする。

1. 定期的な確認は、3年に1回以上行うこととする。
2. 確認に当っては、最低限、以下の項目を客観的な証拠書類により確認することとする。
 - (1) 組合員の住所
 - (2) 組合員が現に規約第6条第1項に定める業務に従事していること。
 - (3) 組合員が健康保険の適用を受けるべき者の場合、組合員の健康保険適用除外承認が適切に行われていること。

(薬局等を休廃業した組合員)

第4条 1種組合員が薬局等の休廃止を届出た場合、原則として組合を脱退するものとする。ただし、薬剤師免許を有する者で、且つ、福岡県薬剤師会会員の資格を有する者は、第2条の組合員の判定基準で判定し、該当者は組合員として残ることができるものとする。

附 則

1. この規程は平成25年4月1日から施行する。
平成27年12月21日 第3条1を改定
2. この規程の改廃は、理事会の議を経るものとする。